

障害を理由とする差別の解消の推進に関する 北九州市立学校・園教職員向けガイドライン

このガイドラインは、平成28年2月に策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する北九州市職員向けガイドライン」に基づき、学校・園における教育活動・事務等に合わせて編集したものです。

主な変更点

〔北九州市職員向けガイドライン〕 〔北九州市教職員向けガイドライン〕

北九州市役所	→	北九州市教育委員会
職員	→	教職員
北九州市	→	北九州市立学校・園
事務又は事業	→	教育活動・事務等
事務・事業	→	教育活動等
来庁	→	来校

平成28年3月
北九州市教育委員会

はじめに

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されます。

この法律は、国・地方公共団体等及び民間事業者に対して、障害を理由とする差別を解消するための措置として「不当な差別的取扱い」を禁止することや「合理的配慮」を提供する義務などを定めています。

これらの取組を推進することにより、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

これまで、本市においても、「北九州市障害者支援計画」や「北九州市人権行政指針」に基づき、障害者の人権を尊重し、障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指してきましたが、障害者差別解消法の施行を契機として、障害を理由とする差別を解消するための取組をさらに推進していく必要があります。

このため、北九州市立学校・園においても教職員一人一人が、障害に対する理解を深め、学校・園による教育活動・事務等の実施に当たり適切な対応を行っていただくために、本ガイドラインを作成しました。

ガイドラインには、不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、障害特性と対応などを記載していますので、日々の教育活動等においてご活用いただきますようお願いいたします。

目次

はじめに

1 趣旨

- (1) 教職員対応要領の策定 1
- (2) 対象となる障害者 1

2 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

- (1) 不当な差別的取扱い
 - ① 基本的な考え方 4
 - ② 正当な理由の判断の視点 4
 - ③ 具体例 5
- (2) 合理的配慮
 - ① 基本的な考え方 5
 - ② 過重な負担の基本的な考え方 7
 - ③ 具体例 8
- (3) 障害の特性と対応について 10

3 懲戒処分等 20

4 相談窓口 20

5 研修・啓発 20

資料編

- 参考1 障害者に関するマーク等 21
- 参考2 障害者差別解消法施行までの経過（年表） 26
- 参考3 「障害者の権利に関する条約」の概要（教育関係） 27
- 参考4 I 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 28
- II 学校教育分野における留意点 32
- 参考5 学校における「合理的配慮」の観点（チェックリスト） 39
- 参考6 インクルDBの活用 57
- 参考7 災害時障害者サポートマニュアル 58

おわりに